

新旧対照表

○世田谷区工事請負契約における現場代理人の兼任に関する基準

新	旧
<p>世田谷区工事請負契約における現場代理人の兼任に関する基準 平成26年2月27日 25世経理第750号</p> <p>(略)</p> <p>(兼任することができる工事)</p> <p>第2条 次の各号の全てに該当する場合は、合計で3件まで現場代理人を兼任することができる。</p> <p>(1) それぞれが単価契約の工事又は契約金額<u>4,500</u>万円（建築一式工事の場合は<u>9,000</u>万円）未満の工事であること。</p> <p>(2) 兼任する工事現場が同一の区市町村内であること。</p> <p>(3) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れること。</p> <p>(4) 発注者又は監督員が求めた場合は、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。</p> <p>(5) 契約担当者が、工事の適正な施工に支障があり兼務を認めることが適当でないと判断した工事でないこと。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則（令和7年2月28日6世経理第893号）</u></p>	<p>世田谷区工事請負契約における現場代理人の兼任に関する基準 平成26年2月27日 25世経理第750号</p> <p>(略)</p> <p>(兼任することができる工事)</p> <p>第2条 次の各号の全てに該当する場合は、合計で3件まで現場代理人を兼任することができる。</p> <p>(1) それぞれが単価契約の工事又は契約金額4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の工事であること。</p> <p>(2) 兼任する工事現場が同一の区市町村内であること。</p> <p>(3) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れること。</p> <p>(4) 発注者又は監督員が求めた場合は、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。</p> <p>(5) 契約担当者が、工事の適正な施工に支障があり兼務を認めることが適当でないと判断した工事でないこと。</p> <p>(略)</p>
<p><u>1 この基準は、令和7年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</u></p> <p><u>2 この基準による改正後の世田谷区工事請負契約における現場代理人の兼任に関する基準第2条第1項第1号の規定は、施行日以後に締結する契約について適用する。</u></p> <p><u>3 前号の規定にかかわらず、施行日前に締結した契約で、工期が施行日以後の日にかかるものについての改正後の適用の取扱いは、区が受注者と協議の上、決定する。</u></p>	